




LINDAからのIPニュース



第194号
2026年4月

■ 目次

- ◆ 知財ニュース NEW!
- ◆ 弊所の最新動向 
- ◆ 典型事例から見る優先権の判断について 
- ◆ 商業用店舗の装飾デザインに対する法的保護 

知財ニュース

● 典型事例

市場監督管理総局がAI分野における不正競争の典型事例を公表

市場監督管理総局は5件の人工知能(AI)分野における不正競争の典型事例を公表した。具体的には、

- ①北京市朝陽区市場監督管理局が、北京奥藍德信息科技有限公司によるインターネットを利用した混同惹起行為を取り締まった事件
- ②上海市徐匯区市場監督管理局が、上海熾雲網絡科技有限公司によるインターネットを利用した混同惹起行為を取り締まった事件
- ③上海市市場監督管理局が、上海俏聘網絡信息科技有限公司による虚偽宣伝幫助行為を取り締まった事件
- ④浙江省杭州市市場監督管理局が、閔某某による営業秘密侵害行為を取り締まった事件
- ⑤杭州市西湖区市場監督管理局が、杭州博珩文化伝媒有限公司によるインターネットを利用した混同惹起行為を取り締まった事件。(2026年3月25日 市説新語)

山東省高等裁判所が知的財産権の懲罰的賠償適用に関する典型事例を公表

山東省高等裁判所はこのほど、2025年の知的財産権の懲罰的賠償の適用に関する典型事例を公表した。事例はバイオテクノロジー、ヘルスケア・医療、アパレルデザインなど多岐にわたる分野を網羅している。

- ①「長炭素鎖二塩基酸」に関する発明特許権侵害事件
- ②「大北農」飼料に関する商標権侵害事件
- ③「美年」健康診断サービスに関する商標権侵害及び不正競争事件

④「華喜達」サプリメントに関する商標権侵害事件

⑤FILAに関する商標権侵害事件（2026年3月18日 中国知識産権资讯网）

● 営業秘密

最高裁判所が「高炉ガス浄化」技術秘密紛争事件で一審判決を変更

最高裁判所はこのほど、高炉ガス浄化に関する技術秘密侵害紛争事件で最終判決を言い渡し、技術秘密全体が営業秘密を構成し得ることを明確にした。また、悪意のある侵害者に対して法律に基づき2倍の懲罰的賠償を適用し、侵害者及び共同侵害主体に対し、経済的損失及び権利維持するための合理的な支出計5030万元を連帯して賠償するよう命じた。

本件において、北京某科技公司は高炉ガス乾式浄化プロセス及び設備設計に関する技術秘密を保有しており、江蘇某環保公司与プロジェクト協力を行い、秘密保持契約を締結していた。その後、江蘇某環保公司是当該技術秘密を無断で使用し、北京某環境公司等と共同で関連するBOTプロジェクトを受注した。契約金額は約3.09億元にも上り、権利者の権益を深刻に侵害した。

最高裁判所は審理を経て、係争技術全体が秘密管理性、有用性及び非公知性を備えており、法定の営業秘密に該当すると認定した。江蘇某環保会社は悪意で秘密保持義務に違反して侵害行為を実施し、その他の被告2社は合理的な調査義務を尽くしておらず、共同侵害を構成すると認定された。最高裁判所は、侵害行為の情状、主観的悪意及びプロジェクト規模を総合的に考慮し、主要な侵害者に対して懲罰的賠償を適用した。

係争プロジェクトが環境保全という公益性を有することを考慮し、裁判所は当該プロジェクトの運営停止を命じなかったが、被告3社に対しては、係争プロジェクト以外において係争技術秘密の継続的な使用または開示を明確に禁止した。また、法律に基づき、連帯責任の範囲を確定し、北京某環境公司及び遷安某線材公司に対しては、それぞれの相当金額の範囲内で連帯賠償責任を負うよう命じた。

本件の最終判決は、技術秘密に対する司法保護をさらに強化し、悪意侵害行為に対する懲罰的賠償の適用ルールを明確にした。これは、環境保全分野の技術協力を規範化し、技術秘密の窃取及び使用を抑止する上で、典型的かつ指導的な意義を有する。（2026年3月27日 知産財経）

5年にわたる訴訟に終止符、最高裁判所が営業秘密事件で一審判決を変更、1000万元超の賠償命令

2020年12月、発藍公司是、新余公司及びその関連会社が自社の「高強度カラー塗装包装用鋼帯の自動化生産技術」に関する営業秘密を侵害したとして、南昌中等裁判所に提訴し、2500万元（500万元に加え4倍の懲罰的賠償）の賠償を請求した。2022年9月、一審裁判所は発藍社の訴訟請求を全て棄却した。

発藍会社がこれを不服として上訴し、最高裁判所は2023年4月に受理した。2024年6月と2025年6月に2回の審理を経て、発藍社は賠償金の請求を1860万元（310万元に加え5倍の懲罰的賠償）に引き下げた。

2025年10月29日、最高裁判所は一審判決を取消し、新余公司及びその関連会社が発藍会社の営業秘密を侵害したと認定して、発藍公司に対して1047万元の賠償金の支払いを命じる最終判決を言い渡した。（2026年4月8日 知産庫）

● データ

欧州特許庁(EPO)が受理した外国の特許出願件数のうち、中国は世界3位に浮上

先日、欧州特許庁(EPO)が公表した「EPOテクノロジー・ダッシュボード2025」(旧称「特許インデックス」)によると、同庁が2025年に受理した中国からの特許出願件数は22,031件となり、国別で初めて3位に浮上した。前年比の伸び率は9.7%で、上位10カ国の中で最も高かった。

欧州特許庁が2025年に受理した世界全体の特許出願件数は前年比1.4%増の201,974件で、過去最高を更新した。特許出願件数の上位5カ国は米国、ドイツ、中国、日本、韓国の順であった。

報告書によると、中国からの特許出願件数は世界全体の10.9%を占め、分野別ではデジタル通信が最多であった。また、交通運輸及び半導体分野は伸び率が最も高く、いずれも前年比30%以上となった。

企業別に見ると、2025年に欧州特許庁へ特許出願を行った全ての企業の中で、中国の華為技術(ファーウェイ)が4,744件で2位、中国の寧徳時代(CATL)が1,305件で10位となった。今回、中国企業は初めて2社がトップ10に入った。韓国のサムスンが首位、LGが3位、米国のクアルコムが4位となった。華為技術と寧徳時代に加え、さらに4社の中国企業がトップ50に入り、それぞれ小米科技、中興通迅(ZTE)、OPPO、騰訊控股(テンセント)である。

技術分野別では、欧州特許庁が2025年に受理した特許出願はコンピューター技術が6.1%増の17,844件で最多となり、人工知能の急速な発展が主な原動力となった。デジタル通信は11.4%増の17,802件で、伸び率が最も高かった。(2026年3月24日 新華網)

● 政務

「AI創薬産業における知的財産権保護ガイドライン」全文を公表

先日、2026年中関村フォーラムの「グローバル知的財産保護・イノベーションフォーラム」において、北京市海淀区市場監督管理局は「AI創薬産業における知的財産権保護ガイドライン」を正式に公表した。本ガイドラインは、戦略的新興産業であるAI創薬の知的財産権保護の基盤を強化するために、体系的な解決策を提供している。

本ガイドラインは、産業の実状を踏まえ、AI創薬の全プロセスにおける知的財産権保護の課題に焦点を当て、多元的なレイアウト戦略の最適化、全プロセスでの保護強化、権利保護コストの低減、リスク防衛線の構築という4次元から、具体的なリファレンスを提示している。(2026年4月7日 IPRdaily)

弊所の最新動向

医薬品特許紛争における中米の実務的解決策セミナーが中国・杭州で円満に開催

近日、弊所は米国の著名な法律事務所と共同で、「医薬品特許紛争における中米の実務的解決策」と題したセミナーを、中国杭州市のバイオ医薬品産業基地「医薬港」にて成功裏に開催した。

本セミナーはバイオ医薬分野における知的財産の核心的な課題に焦点を当てたもので、中米両国の法律・知財専門家が集結した。医薬品の特許ポートフォリオ構築、紛争解決、クロスボーダー実務などについて、深い議論が行われ、医薬イノベーション企業に向けた実践的かつ具体的な解決策が提示された。なお、本セミナーは浙江省自由貿易発展センター、杭州医薬港管理弁公室の支援と協力のもと実施されたものである。

セミナーでは、米国弁護士2名が登壇し、「米国市場における医薬品特許紛争：研究開発チーム・知財チームが留意すべき課題」をテーマに講演を行った。米国の医薬品特許制度と実務経験に基づき、企業が米国市場へ参入する

際、研究開発部門と知財部門が重点的に管理すべきリスク、コンプライアンスの要点、および対応策について詳しく解説した。

陳傑弁護士（現北京魏啓学法律事務所の主任弁護士）は、「技術系知的財産紛争における攻めと守り」と題し、事例を交えながら、技術系知財紛争における権利行使戦略、抗弁のロジック構築、攻守の実務を体系的に解説した。これにより、企業が知財紛争に直面した際の明確な思考プロセスと実務指針が示された。

今回のセミナーは、バイオ医薬品産業のイノベーションニーズに立脚し、中米知財実務の交流プラットフォームを構築するものである。これにより、杭州および長江デルタ地域の医薬企業が、特許リスクの防止・抑制、クロスボーダー紛争処理、および国際運営能力を向上させる一助となり、バイオ医薬品産業の質の高いイノベーション発展に専門的な活力を注入した。



林達劉事務所「春のウォーキングイベント」開催

4月18日はまさに絶好のウォーキング日和となった。この陽だまりのような土曜日、林達劉事務所北京本部から50名余りの所員が朝陽公園に集った。仕事のリズムをひととき横に置き、スポーツウェアに着替えて、5.2キロの春のウォーキングへ。

午前9時、全員が準備を整えてスタート。「軽やかに体を動かし、春を満喫し、心を一つにする」ことを目指して、スピードを競わず、勝負もない。春の光の中で心身とも解きほぐし、歩きながら互いの距離を縮めていく。

コース沿いには、3つのミッションスポットがある。第1のスポット「サイコロチャレンジ」では、巨大なサイコロを転がす。1人2回のチャレンジで、出目の合計が6を超えればミッションクリアだ。みんなの真剣な表情、その後笑い声が上がった。第2のスポット「ボールシュート」では、可愛らしい「ラッパの花」がサプライズで登場。参加者は指定された位置からボールを投げ入れる、軽やかなやりとりに、喜びと達成感があふれる。第3のスポット「春の花びら風車を作ろう！」では、ピンクの花びらが風にそっと揺れ、かさかさ音を立てるその様子に、仕事の疲れもすっかり春のそよ風に吹き飛ばされていく。

道中、参加者たちは元気よく歩いたり、時に寄り添いながら会話を楽しみ、春の景色をカメラに収め、笑顔と笑い声がコース中に響き渡った。午前11時過ぎに全員が無事にゴールした。

同時に、上海オフィス、蘇州オフィス、大連オフィスも連動し、それぞれ共青森林公園や閻門、星海広場でウォーキングイベントを開催した。風景が違って、その熱気は同じで、林達劉人のエネルギッシュな姿が輝いていた。

コース計画からゲームのアイデア、補給食と景品の準備に至るまで、運営チームの細やかな心遣いにより、参加



者たちは春の風の中でリフレッシュし、ふれあいの中でチームの絆を深めることができた。

今回のウォーキングは、心身のリフレッシュの同時に、チームを結束する旅となった。5.2キロという距離は決して長くはなかったが、確かな「心の距離」の縮まりを感じる一日であった。林達劉事務所はこれからも、この活力と熱意を胸に、より一層のエネルギーで新たな挑戦へ歩み続けていく。



典型事例から見る優先権の判断について

中国弁護士・弁理士 白玉
北京魏啓学法律事務所

特許無効審判段階では、優先権主張の成立可否は事件の行方に重要な影響を与えることがあり、場合によって一つの特許の「生死」を左右しかねない。優先権主張が不成立と認定された場合、当該特許の新規性・進歩性判断に使用される文献の数が大きく上昇する。例えば、公開日が当該特許の優先日と実際の出願日との間にある文献は、当該特許の先行技術として使用され、当該特許を無効とする決め手となる証拠となり得る。したがって、特許出願人側が権利の基盤を構築する際にも、無効化を目指す挑戦側が糸口を見つける際にも、優先権問題は双方の攻防体制において重視すべきことであろう。

中国の特許審査基準における規定によると、中国特許法第29条でいう同一の主題に係る発明とは、分野、課題、解決手段及び所望の効果が同一の発明を指す。「同一の主題に係る発明」に該当するかの判断は、優先権主張の成立可否に決定的な役割を果たす。特に化学医薬分野は特殊な分野であるため、実務において複雑なケースがある。本稿において、実務の参考のため、化学医薬分野の事例に焦点を当て、代表性のある事例を解説し、優先権確認のロジックを整理する。

事例1: 優先権基礎出願に化合物の活性データが記載されていない場合、後願の優先権主張は成立するか

事案の概要

本件は特許番号がZL200880102903.3である。中国特許庁による第580173号無効審判請求の審決において、優先権主張が成立すると判断され、特許権の有効性が認められた。

本件特許はルキシソリチニブの3つの医薬的に許容される塩を提供する。

本件特許の明細書には、実施例Aとしてインビトロ JAK キナーゼアッセイ(詳細な工程は省略)、及び「本発明のリン酸塩、および対応する遊離の塩化合物の両方は、JAK1、JAK2およびJAK3の各々について50nM以下のIC50値であることが判った」という結論が示されている(明細書第[0092]～[0094]段落を参照)。

文言記載からすれば、優先権基礎出願と本件特許の明細書とは、本件特許の明細書における上記第[0092]～[0094]段落の実施例A及びその結論が記載されていない点のみで相違する。

さらに、本件特許及びその優先権基礎出願の【背景技術】には、第11/637, 545号の米国特許出願(以下、先行文献という)が引用されている。

先行文献の発明は、JAK阻害活性を有する化合物の提供を目的とする。その実施例67の記載から分かるように、工程2でラセミ混合物を得、HPLCにより分離を行い、R-体(つまり、ルキシソリチニブ)とS-体の2つのエナンチオマーを得た。さらに、工程3で両者をそれぞれTFAと反応させて最終生成物であるR-体及びS-体のトリフルオロ酢酸塩を得た。また、JAK阻害活性測定において、上記2つのトリフルオロ酢酸塩はいずれも活性を有し、一方のエナンチオマーの活性が他方より高いことが判明した。

上記の先行文献において、そのJAK活性測定方法が本件特許の方法とほぼ一致しているが、いずれの化合物の具体的な測定結果も記載されておらず、最後にJAK活性を有すると判断される基準、即ちIC50値 $\leq 10\mu\text{M}$ が示されているだけである。



以上の事実を踏まえて、合議体は以下のとおり判断した。

医薬化学分野では、効果の予測不可能性が高いため、通常、当業者が発明により当該用途又は効果を実現できると確認できるように、明細書に当該用途の実現及び/又は所望の効果の達成を証明できる定性的又は定量的な実験データを記載すべきである。このため、当該分野における「同一の主題に係る発明」の判断、具体的には先願と後願が同一の効果を有するかの判断では、実験データへの依存度が高い。

先行文献には、ルキシソリチニブ及びそのJAK阻害剤としての使用が開示されている。本件特許はこれに対する改良であり、ルキシソリチニブの3つの医薬的に許容される塩を提供することで、より効果的な医薬製剤を得ることを目的とする。先行文献に「塩の形成は通常、医薬化合物の活性をなくすことがない」という当業界の技術常識を組み合わせれば、当業者は、この3つの医薬的に許容される塩がJAK阻害剤の作用効果を有すると直接かつ疑問なく判断でき、先行文献に記載された測定方法を用いて検証することもできる。優先権基礎出願と比べて追加した本件特許のJAK阻害活性測定の具体的な結果は、上記内容へのさらなる補強であり、新たな効果と判断されるべきではなく、「先願主義」に違反するとはいえない。

したがって、優先権基礎出願に本件特許の明細書におけるJAK阻害活性(IC50)の測定方法及び測定結果が記載されていないとしても、当業者は先行文献における記載に基づき、当該先願の分野、課題、解決手段及び所望の効果を正しく理解することができる。本件特許の請求項1に係る発明は上記の4つにおいて先願と同一であるため、同一の主題に係る発明に該当する。

コメント

本件は2024年度特許不服審判・無効審判10大事例の1つであり、化学医薬分野における「同一の主題に係る発明」の判断において優先権基礎出願及び本件特許の効果を如何に考察すべきかについて指導的な意味を有する。

上記事例の認定からすれば、「同一の主題に係る発明」に該当するかの判断では、合議体は優先権基礎出願及びその先行文献の記載に基づき、本件特許に係る化合物がJAK阻害剤の作用効果を有すると判断できる前提で、優先権基礎出願と後願は予期効果が同一であると認定した。つまり、本件では、優先権基礎出願及びその先行文献にJAK阻害活性(IC50)の測定データが記載しなければならないことは要求されていない。

とはいえ、審決の内容から明らかなように、同一の主題に係る発明の判断では、「分野、課題、解決手段及び所望の効果」の4つをすべて考察し、全体として把握すべきである。したがって、実務においてリスクを低減する観点から、基礎出願の作成時に効果及び関連内容をできる限り記載することが推奨される。

事例2: 後願と比較して、先願に係る発明に投与量に係る構成が記載されていない(新規性の判断では通常、投与量に係る構成は医薬用途クレームへの規定にならないとされる)場合、同一の主題に係る第1国出願になるか。

事案の概要

本件特許は「糖尿病を治療するためのジペプチジルペプチダーゼ阻害剤」を名称とする第201210399309.3号中国特許である。

本件特許の請求項1は、「化合物Iの医薬組成物の製造における使用であって、5mg/日から250mg/日の間の1日用量の前記医薬組成物を経口投与することでⅡ型糖尿病を治療し、化合物Iが下式で示される構造(構造略)を有する使用」である。

本件特許の優先権基礎出願である2件の先願と本件特許の請求項1~17は主題が同一である。

証拠4は本件特許権者の別の先願の公開公報であり、その出願日が2004年12月15日であり、本件特許が主張した最も早い優先日よりも前である。証拠4に本件特許の請求項1に記載の「5mg/日から250mg/日の間の1日用量」が記載されておらず、当該内容は証拠4から直接的かつ一義的に導き出せるものでもない。

中国特許庁による第38952号無効審判請求の審決において、「本件特許の請求項1では、前記化合物Iの一日あたりの経口投与量が5mg/日から250mg/日であると規定されているが、この構成は投与に係る構成であり、医者の医薬投与時の選択のみ反映しており、製薬プロセスへの規定にならず、請求項の技術的範囲に影響を及ぼさない。証拠4には、本件特許の請求項1~17と同一の主題に係る発明が開示されている。本件特許の優先権基礎出願である2件の先願はいずれも第1国出願ではなく、請求項1~17はその優先権主張の利益を享受できない。本件特許の請求項1~17の優先権主張が成立しないため、証拠4は本件特許の先行技術になる。証拠4には本件特許の請求項1~17と同一の主題が開示されているため、本件特許の請求項1~17は証拠4に対して新規性を有しない。」と認定され、請求項1~17は全部無効とすべき旨の結論に至った。



特許権者はこれを不服として、審決取消訴訟を提起したが、一審法院はその請求を棄却した。特許権者は一審判決を不服とし、中国最高裁判所に上訴した。中国最高裁判所は最終的に特許権者の請求を認め、一審判決及び第38952号対象無効審決を取り消した。

(2021)最高法知行終344号判決の内容を抜粋すると、以下のとおりである。

新規性・進歩性判断では、請求項の記載の一部は実質上、発明への限定にならないため、考慮されないが、この判断基準は優先権確認に適用されるべきではない。以下にその理由を説明する。

新規性・進歩性判断において請求項の記載の一部を考慮しないのは、これらの記載とクレーム発明との関係や法

律上の特別な規定から、その請求項はこれらの記載があることを理由に登録されるべきでないからである。言い換えれば、その記載が実質上発明への限定になるかについての判断は、特許性に関する考察である。一方、優先権確認は、法律の規定に照らして先願の出願日を優先日としてこの日を特許出願日とみなすことができるか否かということのみの確認であり、特許性に関する考察ではない。したがって、優先権確認時に特許性に関する考慮要素を考慮すべきではない。



実質上発明への限定になるかについての判断基準を優先権確認に適用すると、特許出願人が、請求項に新規性・進歩性の判断に影響を及ぼさない記載を追加する場合には、優先権主張の利益を享受できることとなるが、これは優先権制度の趣旨に適合せず、特許出願人がこれによって不当な利益を得ることにもつながる。

中国の特許審査基準第2部第8章第4.6.2節にも、「当業者は、当該発明が先願から直接的かつ一義的に導き出せるものではないと判断する場合、この先願は後願の優先権基礎出願となることができない」と明確に規定されている。また、中国の特許審査基準第2部第3章第4.1.2節の規定によると、「中国特許法第29条でいう同一の主題に係る発明又は実用新案とは、分野、課題、解決手段及び所望の効果が同一の発明又は実用新案を指す」。この基準は中国の特許審査基準に規定されている新規性の判断基準と異なっている。

証拠4に本件特許の請求項1に記載の「5mg／日から250mg／日の間の1日用量」が記載されておらず、この内容は証拠4から直接的かつ一義的に導き出せるものでもないため、証拠4ではなく、2件の先願が同一の主題に係る第1国出願であると認定されるべきである。したがって、本件特許の請求項1は優先権主張の利益を享受できる。同様の理由により、請求項1に直接的又は間接的に従属する請求項2～17も優先権主張の利益を享受できる。

コメント

本件の判決において、「中国の特許審査基準の規定によると、優先権主張の成立可否をチェックする基準は、新規性の判断基準とは異なっている。優先権確認は、先願の出願日を優先日とし、法律の規定に照らしてこの日を特許の出願日とみなすことができるか否かを確認するためであり、特許性に関する考察ではない。したがって、優先権確認時に特許性に関する考慮要素を考慮すべきではない。新規性・進歩性判断では、請求項における一部の規定は実質的な規定とならないため考慮されないが、優先権確認時に無視されるべきではない。」と判示されている。

事例3: 先願はマーカッシュ構造を有する化合物に関するものであり、後願は当該マーカッシュ構造を有する化合物に属する具体的な化合物に関するものであるが、こられ具体的な化合物は先願に記載されておらず、優先権の利益を享受できるか。

事案の概要

本件は第01820481.3号中国特許に関する無効審判である。

無効審判において、特許権者はクレームを補正し、一般式で表される化合物及び一部の具体的な化合物を削除し、化合物104とマシンタンという2つの化合物のみ残した。

証拠2は本件特許の優先権基礎出願であり、一般式Iの化合物及び14個の製造例を記載しており、11の具体的な化合物のETA及びETB受容体に対するIC50値を示している。しかし、証拠2には化合物104及びマシンタンの名称、構造並びにその製造は記載されておらず、その効果を示す実験データも記載されていない。

合議体は、本件特許の補正後の請求項は、化合物104及びマシテンタンが証拠2に記載されていないため、優先権主張の利益を享受できないと認定した。

中国特許庁による第48183号無効審判請求の審決における審判部の判断を抜粋すると、以下のとおりである。

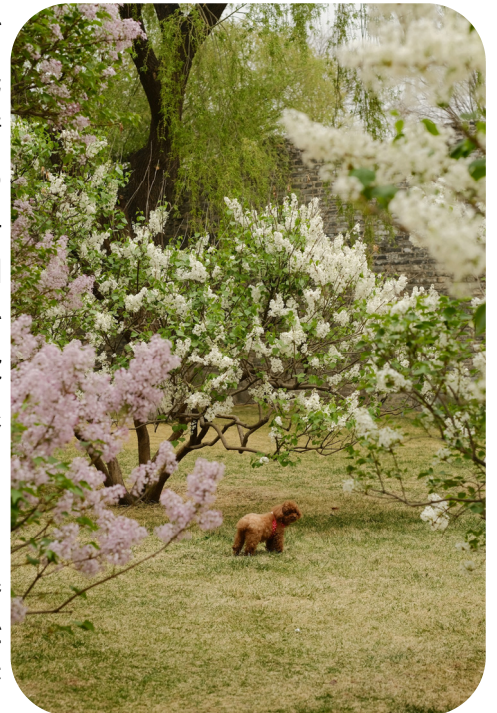
まず、先願のマーカッシュ化合物と後願の具体的な化合物は同一の発明ではないため、「同一の主題に係る発明」とは認められない。また、後願の具体的な化合物が先願のマーカッシュ化合物に属することを理由として、後願は優先権主張の利益を享受できると判断すると、優先権制度の根本的な趣旨から外れることになる。マーカッシュ化合物は化合物の特別な表現形態であり、通常、各置換基及びその様々な選択肢からなる1つの有機的な統一体と見なされる。構造の共通点をまとめて類似する構造を有する化合物に係る発明をマーカッシュ発明として出願することは、化学分野の特許実務でよくある出願方法であり、法律上も禁止されていない。しかし、先願がマーカッシュ化合物に関するものである場合、その範囲内の具体的な化合物はすべてこれに基づいて優先権主張の利益を享受できるとすると、先願が「貯水池」のようなものとなり、出願人は、優先日後にさらなる研究により得られた、当該マーカッシュ一般式の範囲内の新たな具体的な化合物又はより狭範囲の一般式で表される化合物にこの「優先日」を恣意的に付与することができることとなり、明らかに優先権制度の趣旨に違反している。したがって、後願の具体的な化合物又はより狭範囲の一般式で表される化合物が優先権主張の利益を享受できるかを判断する際に、当該具体的な化合物又はより狭範囲の一般式で表される化合物が先願に明示的に又は黙示的に記載されていることを原則とすべきである。さもないと、権利と義務の不均衡を招くことになる。

コメント

以上の結論からすれば、先願に後願に係る具体的な化合物が記載されておらず、当業者は先願全体に基づいて、当該具体的な化合物が黙示的に先願に記載されていることも確認できない場合、当該具体的な化合物に係る請求項は優先権主張の利益を享受できない。より狭範囲の一般式で表される化合物が優先権主張の利益を享受できるかの判断も同様である。この事件は、医薬化合物分野の特許ポートフォリオには先見性が必要であり、第1国出願は特許網を構築する基盤であることを示唆している。優先権基礎出願を作成する際に、マーカッシュ一般式の総括及び階層的なクレーム範囲の設定を重視するほか、先願において具体的な化合物に関する内容もできる限り詳細に記載すべきである。

おわりに

中国の特許審査基準の規定によると、優先権主張の成立可否の判断基準は明確であるが、実務において複雑な状況が生じて論議を引き起こすこともある。上記の事例は一部の特別なケースにおける優先権主張の成立可否の判断に指針を提供したと言える。



商業用店舗の装飾デザインに対する法的保護

中国弁護士 王 国秀
北京魏啓学法律事務所

本稿は、商業用店舗の装飾デザインが法的保護を得られるのか否かについて、また、「剽窃」された際の権利救済の在り方について、現行の法律規定及び関連する訴訟事例から考察するものである。

I. 店舗装飾に対する保護の根拠となる法律規定

『商標法』

商業用店舗における商標標識、ロゴマークなどは当然のことながら、商標法の保護対象となるが、複数の要素が組み合わされて一体となった装飾デザインは、商標法の関連法律に基づいて保護するのが難しいのが現状である。しかし、実務においては、権利侵害者が権利者の商標などの店舗の装飾デザインを複製・模倣するケースが多く見られる。このような場合、権利者は商標権侵害と不正競争を併せて主張して権利侵害訴訟を提起することが多くなっている。

『特許法』

店舗の装飾デザインは、独立した製品に付されているわけではないので、その全体を意匠特許に基づいて保護するのは難しいが、店舗の看板などに意匠特許を取得させることで、類似デザインを使用している店舗の看板に対して、権利を保護する措置を講じることができる。

『著作権法』

商業用店舗の装飾デザイン、すなわち空間レイアウト、色彩、ライン、造形、陳列、装飾などの組み合わせに独創性があり、美術著作物に該当する場合、著作権法による保護を受けることができる。ただし、いかなる装飾も一律に著作権法の保護対象となるわけではなく、商業用店舗の装飾デザインが著作権法における美術著作物に該当するには、少なくとも以下の3つの要件を満たさなければならない。まず、美感に富み、且つその装飾の美感と実用的機能が分離できなければならない。次に、美術著作物として求められる高い独創性を備えていなければならない。さらに、これらの要件を満たした上で、著作権侵害に該当するか否かは、「接触」と「実質的類似」の基準に基づき、具体的に判断しなければならない。

中国では著作権の「無方式主義(審査が不要で、自動的に発生すること)」が採用されており、著作物の創作が完了した時点で、自動的に著作権を享受できる。それでも、筆者は、店舗装飾のデザインの創作が完了した段階で、積極的に著作権登録を申請することを推奨する。その理由としては、まず、著作権登録手続きに要する費用や時間的コストがさほど高くないからである。弊所が代理した案件では、通常、申請を提出して1ヶ月程度で登録証を取得できている。さらに、権利保護の局面において、著作権登録証明書は、権利の帰属を証明する有力な「初歩的証拠」となり得るからである。

実際に、著作権登録照会プラットフォームを通じて検索してみたところ、例えば著作物名称が「店舗」、著作物の種類が「美術著作物」として登録・公告されている情報が確認された。このことから、店舗装飾のデザインのレンダリングなどを著作権登録することは、実務において、十分に実行可能であると言える。

『不正競争防止法』

実務において、「不正競争防止法」第7条に基づき保護が主張されているのは、通常、商品の名称、包装・装飾、ひいては製品の形状・構造であった。しかし、2022年に施行された司法解釈により、商業用店舗の全体的な営業イメー

ジ(経営者の営業場所の装飾、営業用具のスタイル、従業員のユニフォームなどによって構成される独特のスタイルを持つ全体的な営業イメージ)も「装飾」の範囲に含まれることが明確にされた。つまり、店舗の装飾によって形成された全体的な営業イメージが「一定の影響力を有する装飾」を構成する場合、不正競争防止法によって保護される合法的な権益と見なされることになる。

II. 商業用店舗の装飾に関する訴訟事件

筆者は、権利者がその店舗装飾のデザインを「剽窃」、「模倣」している権利侵害者に対して著作権侵害や不正競争で提訴した判例を検索し、その中から一般消費者に対して、大衆化された店舗の事例をいくつか選択した。

1. ある宝石店の装飾デザインが著作権法で保護された事件¹

原告店舗



被告店舗



本件において、原告はジュエリーショップのオープンに際して、第三者のデザイン会社にインテリアデザインを依頼し、そのデザイン著作物に基づき内装工事をして開業した。さらに、原告は店舗イメージの美術著作物について著作権登録をした。その後、原告は、被告がジュエリーショップを同様に開設し、原告と類似しているインテリアデザインを使用し、且つ、被告がその前に原告のデザイン著作物に実際に接触しているという事実を発見した。そのため、原告は被告のジュエリーショップが使用しているインテリアデザインがその著作権を侵害しているとして、被告を提訴した。被告は、原告の著作物には独創性がなく、且つ被告のデザインは、原告の著作物と実質的類似に該当しないと反論した。

これに対して、北京知的財産権裁判所は以下のように認定した。

作者によって、パブリックドメインでよく見られる赤、黒、多重のアーチ型ドアといった要素が採用されているものの、それらが重層的に配置されたアーチ門の仕切りによって廊下が形成され、その縁に白いライトが埋め込まれ、空間の突き当たりには反射鏡が設置されている。さらに、全体に赤い壁と天井、黒い反射性の床を採用することで、渾然一体となった視覚効果が生み出され、空間のレイアウトや奥行きが強調されている。こうした設計には作者の取捨選択、配置、レイアウトが含まれており、一定の独創性が認められる。したがって、本件係争著作物は、著作権法が定める著作物の独創性に関する要件を満たしており、著作権法による保護が受けられるべきである。

本件係争著作物と係争店舗のイメージを対比したところ、両者の相違点は主に、係争店舗のアーチ門の仕切りの間に「花形」の窓口がある点、カウンターの形状や材質が同一でない点、係争店舗の黒い床に白い紋様がある点などであった。しかし、両者の視覚的な効果を全体的に観察すると、一般大衆の視点からは、上記の相違点は両者の視覚効果における実質的な差異を構成するには不十分である。したがって、両者は実質的類似に該当する。

すなわち、たとえ著作物の中にパブリックドメインに属する要素などが含まれていたとしても、作者のレイアウトや配置などによって生み出された独創的な表現については、著作権法の保護が与えられるべきである。また、実質的類似に該当するか否かについては、侵害を訴えられたデザインが原告著作物の独創的な表現を使用しているか否

¹一審:(2023)京0105民初35342号、二審:(2024)京73民終1868号

かという点を重点的に考察し、一般大衆の視点から全体の視覚的効果に基づいて判断されるべきである。

2. デカロンが福建省のある会社を訴えた不正競争事件²



(デカロン店舗)

デカロンは自社が展開するスポーツ用品量販店の店舗装飾が、不正競争防止法に定める「一定の影響力を有する装飾」に該当すると主張し、同様のスポーツ用品店を経営し、且つ類似の店舗装飾を使用している被告に対して、不正競争を理由に訴訟を提訴した。本件の主な争点は、デカロンが保護を求めている店舗装飾が特有性を有しているか否か、及び被告が使用している装飾が消費者の混同を招きやすいか否かという点であった。これに対して、一審裁判所は混同を招くことにはならないと認定したが、二審裁判所は、一審の認定を取消して、デカロンの装飾は、サービス提供者を識別する機能を果たしており、不正競争防止法が保護する特有の包装・装飾に該当すると認定した。さらに、汎用的な装飾要素については、経営者は十分に利用し、互いに参考にし、学び合うことができるが、他者が先に使用している商品出所の識別機能を有する特有の包装・装飾については、市場の混同や誤認を招くに足るような全面的な模倣を行うことは許されないと特に指摘した。二審判決では、被告に対して、デカロンの経済的損失及び合理的な費用として、計200万元の賠償を命じた(本案は被告による虚偽宣伝などの行為も含んでおり、この金額はそれらを合算した賠償額である)。

二審裁判所の認定は以下の通りである。

デカロンが保護を求めた店舗装飾は、顕著な全体的なイメージを形成しており、且つサービスの機能性とは無関係なものである。当該装飾は、長期間の使用と大量の宣伝活動を経て、関連公衆がその包装・装飾の全体的なイメージとデカロンの店舗とを結びつけるのに十分である。すなわち、そのサービスの出所を識別する機能を果たしており、不正競争防止法が保護する特有の包装・装飾に該当する。

原告と被告双方の装飾を比較すると、全体的なスタイルのみならず、壁面の広告写真、ポスター及びスポーツをする人物のアイコンといった細部要素の選択においても多くの類似点が存在する。関連公衆が通常の注意力で接した場合、両者の差異を認識することは困難であり、両者の装飾は類似に該当すると認定すべきである。

また、再審裁判所は二審判決を維持した上で、被告が混同を招くような宣伝行為を行っていた点についても次のように指摘した。

被告が度重なる宣伝活動において、スポーツアウトドアブランドのフランチャイズ分野における「デカロン」であると自らを称していた状況に鑑みれば、デカロンと類似する店舗装飾を使用する行為は、関連公衆に容易に混同を生じさせ、両者の間にライセンス契約や関連企業などの密接な関係があると誤認させるおそれが極めて高い。

²一審:(2020)皖02民初110号、二審:(2021)皖 民終1478号、再審:(2023)皖 民申6586号

3. デカロンが北京某社・広東某社を提訴した不正競争事件³

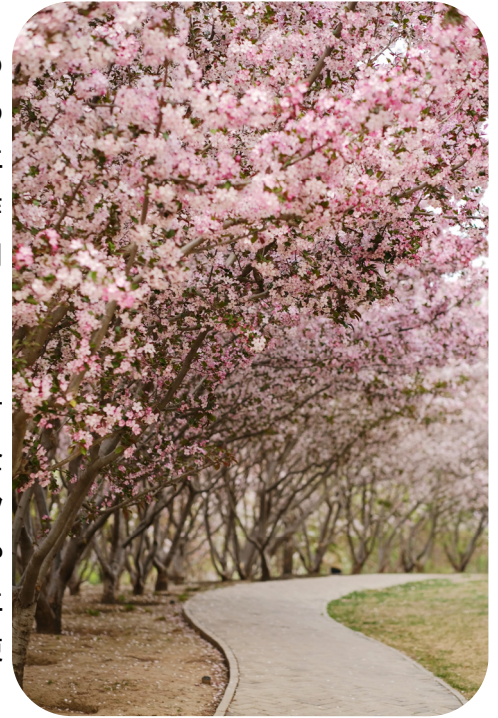
デカロンが同様の主張に基づき提起した訴訟でありながら、本案は先の事例とは正反対の判決結果となった。その敗訴の原因について判決文から見ると、デカロンが保護を主張した22種類の装飾要素は、安定的且つ統一的使用されておらず、安定的で統一的全体的な営業イメージを形成しているとは認められなかった点にある。言い換えれば、デカロンが主張した22種類の装飾要素は、異なる時期や異なる地域の複数の店舗から抽出されたものに過ぎず、現実にはこれら22種類の要素をすべて一貫して使用している店舗は存在していなかった。

III. まとめ

商業用店舗の装飾デザインにおいて、著作権法による保護を受けるためには、それが著作権法の意義における独創性の高さに達しているか否かということがポイントになる。経営者は、初期のデザイン創作段階から権利帰属に関する証拠を確実に保存しておくべきであり、著作権登録などによって、著作権登録証明書を取得しておくことが、後日になってからの権利保護活動を円滑に進める上で肝要である。

一方、不正競争防止法による保護を求める際に明確にしておくべき点は、同法が保護する「一定の影響力を有する装飾」とは、個別の要素のことを言うのではなく、各装飾要素の選択、配列、組み合わせによって構成される全体的な営業イメージのことを言うということである。たとえその中にパブリックドメインに属する汎用的な要素が含まれていたとしても、それらが商品やサービスの出所を識別し得る特有性を形成している限り、不正競争防止法による保護対象となり、第三者によって類似する装飾デザインを模倣したり使用を差し止めたりする権利が生じる。

さらに、チェーン展開を行う経営者が異なる地域で複数の店舗を運営している場合、各店舗に共通する装飾要素を継続的・安定的・統一的使用するように留意しなければならない。訴訟において関連要素を主張・抽出する際にも、各店舗で統一して使用されている共通要素に重点を置いて選択することが、法廷において認定を得やすくするために、極めて重要な戦略となる。



³一審:(2021)京0107民初15817号、二審:(2023)京73民終994号

(今回のIPNEWSに掲載されている写真は、弊所化学部の張 慧潔弁護士が北京で撮影したものです。)

責任者: 創業パートナー 弁理士 劉 新宇(Linda LIU)
 会長 共同経営者 弁護士 弁理士 魏 啓学(Chixue WEI)
 所長 弁理士 李 茂家(Maojia LI)
 担当者: 所員 キン 英芳(Yingfang JIN) 張 輝(Hui ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室
 (Business Management Department, LINDA LIU & PARTNERS)
 〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
 Tel: 86-10-5825-6596(WEI) 86-10-5825-6366(代表)
 Fax: 86-10-5957-5201(代表)
 E-mail: ipnews@lindaliugroup.com
 Website: <http://www.lindapatent.com>